

TradeWatch



EY Global Trade

2021年 Issue 2



目次



グローバル

関税評価技術委員会が2つの新しいアドバイザリー・オピニオンを承認 1

米州

メキシコ：米国・メキシコ・カナダ協定による労働条件への影響 3

米国：国際貿易裁判所、中国・ベトナム原産品に対する
ファーストセール適用を問題視 6

アジア太平洋

日本：国境炭素調整の導入検討 - カーボンニュートラル実現に向けて 9

欧州、中東、インド、アフリカ

ドイツ：事後調査へ向けた準備 14

関税評価技術委員会が2つの新しい アドバイザリー・オピニオンを承認

関税評価に関する技術委員会（以下、「TCCV」）は、世界貿易機関（以下、「WTO」）の関税評価協定により創設された関税評価専門委員会として、関税評価協定に関する解釈及びガイダンスを提供することを責務としています。TCCVは、180カ国が参加する政府間機関である世界税関機構（以下、「WCO」）の管理下にあり、そのガイダンスは、いかなる国・地域に対しても法的拘束力を持つものではありませんが、世界各国の税関当局により恒常的に参照されています。

TCCVは、2021年5月の会議において、以下2つのアドバイザリー・オピニオンを承認しました。

1. 買手自身が所有する商標が付された商品への原則的な課税価格の決定方法の適用性
2. ロイヤリティに対する源泉税

1つ目のオピニオンは、輸入取引に関し買手により支払われた価格が、当該貨物に付されている商標が買手自身のもの又は売手のものにより異なる事案について取り扱っています。TCCVは、買手自身が所有する商標の付された商品に係る購入価格を取引価格として扱うことを決定しました。この見解は、WCOの理事会の承認を受けたのち、アドバイザリー・オピニオン24.1として発表される予定です。

2つ目のオピニオンは、特許ロイヤリティ契約上、ライセンサーがロイヤリティを支払うこと、また、ライセン

サーに代わり、ロイヤリティに適用される源泉徴収を別途支払うことが規定されている事案について取り扱っています。TCCVは、源泉徴収を含む、ライセンサーが支払った総額は、加算要素として課税価格に含むと結論付けました。当該見解は、アドバイザリー・オピニオン4.18として発表される予定です。

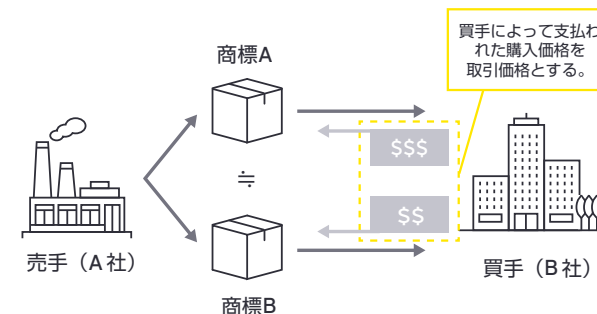
アドバイザリー・オピニオン24.1

アドバイザリー・オピニオン24.1の事案で取り扱う商品には、売手が所有する商標が付されたもの又は買手が所有する商標が付されたものの2つのパターンがあり、これらの商品は、外観、生産国、輸出時、商業レベル及び販売量において、ほぼ若しくは完全に同じものです。しかし買手は、この2つの商品に対し、違う価格（買手の商標が付されている商品に対し、より低価格での支払いが行われていると想定）での支払いを行っています。

TCCVは、関税評価は輸入ごとに独立して行わなければならない、また、上記事案では、取引価格による課税価格の決定方法（原則的な方法）の適用を妨げる要因は見られないと述べました。更に、関税評価協定の第15.2条に規定される「類似の貨物¹」の定義も、商標の違いに起因する価格の違いの説明を裏付けるとしています。

¹ 「類似の貨物」は、原則的な課税価格の決定方法によることのできない貨物が、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定に基づき評価される場合に適用される。当該貨物が「類似の貨物」であるか否かの認定に際しては、貨物の品質、社会的評価及び商標について考慮する。

この他、ロイヤリティにかかる関税評価協定の第8.1条は、当該買手が商標を所有しており、個別にロイヤリティの支払いをしていない当該事案には、無関係であると結論付けています。





アドバイザリー・オピニオン4.18

当該オピニオンは、関税評価協定第8.1条(c)に規定する加算要素である、輸入者が輸入貨物に対して支払うロイヤリティについて取り扱っています。

当事案では、ライセンス契約上、ライセンシーは、ライセンサーに対して輸入特許商品の再販価格の5%にあたるロイヤリティを支払い、さらにロイヤリティに課せられた税金を当該ロイヤリティの支払い額と相殺することなくライセンシーが負担することを取り決めていきます。ライセンシーは、輸入商品に対して1,000通貨単位(CU)を支払い、その後、商品を2,000 CUで再販しているため、ロイヤリティ100CUをライセンサーに支払う必要があります。

輸入国は、知的財産によるライセンサーの所得に対し10%の非居住者所得税を課し、またライセンシーに対し、税務当局への源泉税の納付を義務付けています。また、輸入国の国内税法上、ライセンシーより納付される、ライセンサーの納税義務にかかる税額は、当該ライセンサーの総ロイヤリティ収入の一部と見なされています。上記記事のもと、納付すべき源泉税額は以下のように計算され、11.11 CUとなります。

納付すべき源泉税額

$$= \frac{\text{ライセンサーに対するロイヤリティの支払い}}{(1 - \text{所得税率})} \times \text{所得税率}$$

$$= \frac{100 \text{ CU}}{(1 - 10\%)} \times 10\%$$

$$= 11.11 \text{ CU}$$

TCCVは、ライセンス契約に従ってライセンシーが支払った金額(ライセンサーに支払われた100 CUと、ライセンサーの納税義務を果たすために税務当局に支払われた11.11 CU)は、加算要素に該当すると結論付けました。したがって、輸入された特許商品の課税価格は1,111.11 CU(インボイス価格1,000CUにライセンス契約に従ってライセンシーが支払った金額の111.11CUを加えたもの)となります。

なおアドバイザリー・オピニオン4.18には、アドバイザリー・オピニオン4.16(ライセンシーが、ロイヤリティに課せられる税金をライセンサーに代わり支払う場合に、その税額に相当する金額をロイヤリティの支払額から控除し、差額をライセンサーに送金する場合について取り扱っているアドバイザリー・オピニオン)を補足する内容となります。関税評価協定の第8.1条(c)において、ロイヤリティの加算は、「買手が直接的または間接的に支払わなければならない」金額であると規定されています。したがって、ライセンシー及び買手が支払うロイヤリティは、ライセンサーが最終的に受取るロイヤリティの総額に関わらず、関税評価額の一部を構成します。この結論は、ライセンシーがロイヤリティから税金相当額を控除し、差額をライセンサーに送金する場合(アドバイザリー・オピニオン4.16)も、ライセンシーがロイヤリティの全額を支払い、さらにライセンサーの納税義務により発生する税額を負担する場合(アドバイザリー・オピニオン4.18)のいずれにも適用されます。■

メキシコ：米国・メキシコ・カナダ協定による労働条件への影響

2019年5月1日、メキシコで重要な労働法の改正が行われました。この改正は、2020年7月1日に発効した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の交渉内容に対応するもので、労働者が労働組合および代表者を選択し、雇用者と労働組合の間で合意された労働協約の内容を労働者が確認するプロセスを導入し、効果的な組合民主主義の確立を促進するものです。また、1931年の労働法制定により労働者が労働組合に係る特定の問題において投票する権利が保障されていましたが、本改正により、秘密投票を行う権利が新たに保障されました。

USMCAの交渉において米国およびカナダは、効果的な組合民主主義を確保する労働法を整備するようメキシコに強く要請し、また、メキシコが労働法の改正を行うことをUSMCA発効の条件にもしていました。労働問題はUSMCAで非常に重要な問題であり、USMCA上、各国間の貿易紛争を解決するメカニズムの他に、労働関連の問題を解決する「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（MLRR）」と呼ばれるメカニズムが設けられています。



MLRRは、メキシコの事業所において企業による労働権の侵害の可能性について対処するもので、労働者の権利の侵害を是正することが目的です。また、USMCAによる商業的利益を享受した事業所はMLRR上「対象事業所」と呼ばれます。

MLRRの規定によると、紛争解決の期限は最長75日とされており、実地調査が行われた場合、最長60日間延長されます。MLRRのプロセスは、米国またはカナダが対象事業所で権利が侵害されていると誠実な申し立てを行うことにより開始されます。どのように権利の侵害を知ったかについてはプロセスには関係なく、権利が侵害されていると誠実に考える限りにおいては、MLRRのプロセスを開始できるとしています。米国はメールボックスを開設し、労働者や労働組合の代表者、利害関係者（メキシコまたは米国に居ることを問わない）が権利の侵害の可能性を通報できるようにしています。米国は、通報が適当とみなされる場合、通報内容の調査を行い、MLRRを開始する可能性があるとしています。

MLRRの開始がメキシコに通知された後、メキシコは10日以内に、最長45日の期間でメキシコ労働社会保障省による調査を行うか、申し立てを行った米国またはカナダ（申立国）に通知する必要があります。調査の結果、権利の侵害が認められた場合、メキシコは対応措置案を提示し、申立国がその対応措置案を認めると、対応措置が実施されMLRRは終了します。一方、申立国が対応措置案を認めなかった場合、「迅速な労働問題対応パネル」が設置されます。パネルは、メキシコが任命した専門家のリストから選ばれる労働問題の独立した専門家1名と申立国の専門家リストから1名、双方が任命した専門家のリストから1名によって構成されます。



迅速な労働問題対応パネルは、30日で調査を行い、その後さらに30日以内に結論を出すこととされており、調査においては対象事業所において実地調査が行われる可能性もあります。調査の結果、権利の侵害はなかったという結論であった場合、MLRRは終了となりますが、権利の侵害が認められた場合、パネルは損害の是正方法について提案を行います。なお、申立国は制裁措置を以下の中から決定することができます。

- ▶ 対象事業所で生産された物品に対する関税上の特惠待遇の停止
- ▶ 対象事業所で生産された物品に対する追加的な貿易制裁
- ▶ 対象事業所で生産された物品の輸出禁止

両国が権利の侵害による損害が解消されたと合意した場合、対応措置は解除されます。合意されない場合、パネルが再度設置され、損害が解消されたか、また、制裁措置が解除されるべきか判断を行います。

このように労働法違反は貿易に重大な影響を与える可能性があります。最近、米国労働総同盟・産業別組合会議(AFL-CIO)が米政府に対し、メキシコ・タマウリパス州のある企業が協定の規定に反して労働者による独立した労働組合を結成する権利を侵害したとして、メキシコ政府に初めてとなる申し立てを行うことを要請しており、労働法改正の施行が強化されることが予想されます。

対象事業所を有する企業は、包括的に労働法コンプライアンスの取り組みを行い、MLRRに関わるリスクを低減することが非常に重要です。また、労働権に係るコンプライアンスやMLRRのリスクについて関係者に研修を実施することも重要です。■



米国：国際貿易裁判所、中国・ベトナム原産品に対するファーストセール適用を問題視



2021年3月1日に発表された米国国際貿易裁判所(CIT)の決定において、中国およびベトナムを含む非市場経済圏¹が関与する取引に対して、ファーストセールの適用が問題視されています。ファーストセールとは、輸入国に貨物が到着する前に複数の商取引が行われた場合に、輸入者の購入価格の代わりに、最初に輸入国へ向けて輸出取引を行った際の価格に基づいて、輸入国における関税評価額を決定する評価方法です。米国の輸入者は、一定の基準が満たされていることを条件に、最初の販売価格にて輸入申告することができ、関税評価額の低減により、関税負担額を軽減することができます。その適用条件は、(1) 製造業者から中間業者への販売が輸出のための正当な売買であること、(2) 輸入国である米国に向けて輸出されたものであること、(3) 製造業者と中間業者間の販売価格が独立企業間価格であり、販売価格の正当性に影響を及ぼす非市場による影響がないことの3つであり、ファーストセールの適用を受けるためにはこれら全てを充足する必要があります。この適用条件は、連邦巡回区控訴裁判所の日商岩井アメリカに対する判決(Nissho Iwai America Corp.v.United States,982F.2d505(Fed.Cir.1992))に基づいて定められました。

Meyer社の裁判に対する決定

Meyer社の裁判(Meyer Corporation, US 対 United States²)では、複数の輸出取引が発生するケースが取り上げられています。タイ所在のMeyer Industries Ltdと中国所在のMeyer Zhaoqing Metal Products Ltdは共に調理器具の製造業者です。この2社は、マカオや香港のMeyer関連企業にそれぞれ調理器具を販売し、当該関連企業は中間業者として米国の輸入者であるMeyer社に再販しています。輸入者は製造業者が中間業者に販売した際の販売価格を関税評価額として申告していましたが、米国税関国境保護局(CBP)はファーストセールの要件を満たしていないとして異議を申し立てました。CITは、製造業者から中間業者への販売は、「正当な販売」及び「米国向けであることが明確であること」の基準を満たしているが、「製造業者と中間業者間の販売価格が独立企業間価格であり、販売価格の正当性に影響を及ぼす非市場による影響がない」という日商岩井の適用条件を満たしていないと判断しました。

1 現在、米国は以下の国を非市場経済圏とみなしています。アルメニア共和国(57 FR 23380 参照)、アゼルバイジャン共和国(57 FR 23380 参照)、ベラルーシ共和国(57 FR 23380 参照)、中華人民共和国(82 FR 50858 参照)、グルジア共和国(57 FR 23380 参照)、キルギス共和国(57 FR 23380 参照)、モルドバ共和国(57 FR 23380 参照)、タジキスタン共和国(57 FR 23380 参照)、トルクメニスタン共和国(57 FR 23380 参照)、ウズベキスタン共和国(57 FR 23380 参照)、ベトナム社会主義共和国(68 FR 37116を参照)。

2 判決速報 21 - 26

CITは審理において、日商岩井の適用条件について、(1)販売価格が独立企業間価格であるか否か、及び(2)販売価格が非市場的な歪みの影響を受けずに決定されるか否かという2点を個別に検討する必要があるとしました。

CITは、Meyerのケースは2点のどちらも証明しておらず、ファーストセールの適用は認められないと結論づけました。「歪みのある非市場による影響」を検討するにあたり、非市場経済圏で製造された製品が非市場の影響を受けていないことを証明できるかについて懸念があるとし、次のような見解を示しています。「検討の結果、日商岩井の『ファーストセール』における検証が非市場経済圏の企業または投資資本に係る取引に対し、どの程度適用することを意図していたか疑義がある。この点については、連邦巡回控訴裁判所が明確にするであろう。」

2つの要素か、それとも1つか？

CITは、「独立企業間価格であり、販売価格の正当性に影響を及ぼす非市場による影響がない場合」という文言を2つの別個の要素からなると解釈していますが、この文言は、企業にとっては一般的に1つの要素を意味し、「販売価格の正当性に影響を及ぼす非市場による影響」は、単に独立企業間原則の意味を定義しているに過ぎないと考えられています。CBPもこの文言を1つの要件として捉えていると考えられます。1996年にCBPが公表したガイダンス96 - 87 (財務省の決定(Treasury Decision)) では、CBPに対してファーストセールに係る事前教示を申請する際に提出すべき情報について規定しています。このガイダンスには、Meyer社に対する決定で言及された日商岩井の判例の引用文がすべて含まれています。

「製品が明らかに米国への輸出を目的としており、製造業者と中間業者が独立企業間として取引を行い、販売価格の正当性に影響を与える非市場による影響がない場合、製造業者の価格は申告可能となる取引価格である。*** その取引価格の決定は事例ごとに判断されることとなる。」

次に、ガイダンス96 - 87は、独立企業間原則の基準を満たすために必要なことは、合衆国法典(USC) 19 USC1401a(b)(2)(B)に規定されている関連者間での関税評価額を設定するための基準と同様で、種々の販売状況の検証から当事者関係が価格に影響を及ぼさないこと、または、取引価格が検証額と極めて近似するものであることを証明する必要があるとしています。

関連者間の価格設定に関するCBPのガイダンスは非市場経済について言及していませんが³、ファーストセールの具体的に扱ったInformed Compliance Publication⁴を発行しています。第17章「日商岩井の決定に従って外国製造業者の価格が認められるのはどのような場合か？」では、外国製造業者と中間業者との間の取引が、販売価格の正当性に影響を及ぼすような非市場による影響を受けない独立企業間で交渉されたものである限り、外国製造業者の価格が有効であると記されています。

以降の章では、日商岩井の定める基準について議論し、第20章「製品が多層的に取引される中で米国へ明確に輸出されるのはいつか？」、第19章「販売が独立企業間

で行われたとみなされるのはどのような場合か？」について述べています。この文書では、非市場的な影響についてはそれ以上言及されておらず、「独立企業間価格であり、販売価格の正当性に影響を及ぼす非市場による影響がない場合」は、CITが解釈する2つの要素ではなく、1つの要素であるという見解となっています。

この様にCBPによるファーストセールに関する事前教示では、この文言を1つの要素として扱っており、一般的には独立企業間価格であるかどうかの判断が必要とされています。また、CBPの事前教示では、非市場による影響を言及することなく、中国及びベトナムの製造業者からのファーストセールの承認しています⁵。さらに、以前、Synergy社の裁判では(Synergy Sport LTD v. United States, 17 CIT 18 (1993))、中国の製造業者の販売価格に対しファーストセールの適用を承認し、CITは次のように述べています。「Synergy (中間業者) が Chinatex (工場) に支払った価格が、独立企業間取引の条件を満たさない、又は非市場的条件のために人為的に低かったという申立てはなかった。」

取引価格と非市場経済

ファーストセールの概念は、それぞれ有効な取引価格である2以上の販売があることを前提としています。米国の関税評価規則の基礎となるWTO (世界貿易機関) 関税評価協定は、取引価格の有効性について市場経済的または非市場経済であるかを考慮することを意図していないと考えられます。関税評価協定の序説には、「関税評価額は、商慣行に適合する簡明かつ衡平な規準を基礎として決定されるべきであること及び関税評価手続が供給源による区別なしに一般的に適用されるべきもの」とさ

3 19CFR152.103(l)「関連者取引における取引価格の容認可能性の決定」を参照 2021年5月10日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

4 CBPのウェブサイト「Bona Fide Sales&Sales for Exportation to the United States」 2021年5月10日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

5 HQ H295538 (2018年5月31日)、HQ H291762 (2018年5月7日、HQ H268741) (2018年2月27日)、HQ H278748 (2017年3月17日)を参照。

れています。関税評価技術委員会(TCCV)⁶ コメンタリー 2.1は、政府補助金の対象となる製品の評価額は、他の製品と同様に評価されるべきであり、取引価格として有効性をもつことを示しています。TCCV コメンタリー 3.1は、ダンピングされた製品は、市場価格を下回る価格で販売された他の製品と異なるように扱われるべきではないと詳述しています。

ファーストセールの評価方法は、最初の取引価格が適格であることを前提としているため、非市場経済で生産された製品の販売がファーストセールの価格としては不適格とみなされると、さらなる疑問を提起することになります。「非市場による影響」を受けているかどうかはファーストセール適用のための個別の判断要素となる場合、それは関連者間及び非関連者間の販売の両方に適用されると考えられます。また、ファーストセールは取引価格が適格であることが前提となっているため、非市場による影響が取引価格を決定する際の考慮事項とした場合、同じ理由が単一の輸出のための販売にも当てはまり、非市場経済国からのあらゆる輸入取引価格は、課税価格として適用できないと判断される可能性があります。裁判所は、結論において、この可能性を示唆しています。

「上記のことから、関税評価の観点から最初の販売段階の『現実支払価格』の『真の』価額の正確な把握が、本件では実証されていないと考えられる。第2販売段階の『現実支払価格』について、つまり、輸入者となるMeyer社自身への販売価格についても同じことが言えるかどうかは、裁判所は見解を述べる必要はない。なぜなら、いずれの当事者も課税価格決定の代替的な方法を提案し

ていないからである。このような問題は当事者間の更なる交渉により解決することが最善である。」

上記が示す意味

CITは、連邦巡回区控訴裁判所からの説明が必要であると指摘しており、Meyer社は上訴しています。これまでのところ、CBPはMeyer社に対する裁判の決定がもたらす潜在的な影響について具体的なガイダンスを提示していません。非公式の話し合いでは、CBP本部の担当者も、アプローチを調整する前に、控訴裁判所からのさらなるガイダンスを待っていると述べています。

一方で、CITは、Meyer社が従来の関税評価検証方法にて、ファーストセールの価格が独立企業間価格であることを証明しなかったことを明らかにしました。このことは、非市場経済が生産に影響を与えているかどうかに関わらず、Meyer社のファーストセールの適用を否認する理由となります。これは、関連者からの輸入取引価格を申告価格として使用する輸入者に対して、ファーストセールを適用するか否かにかかわらず、関税評価のルールに則った適切な価格設定がなされていることの重要性を促すものです。

さらに今後、中国やベトナムのような非市場経済国から製品を輸入する者は、Meyer社の事例の更なる進展を注視する必要があります。■

⁶ TCCVは、関税評価協定によって設置され、評価協定の適用に関するガイダンスを提供する役割を担っています。



日本：国境炭素調整の導入検討 - カーボンニュートラル実現に向けて

経済産業省（以下、「経産省」）は、2021年2月17日より、国境炭素調整措置（以下、「国境炭素調整」）の導入の検討を開始しました。近年日本では、カーボンニュートラルを実現するための手法として、法令による規制や事業者の自主的取組みを促す手法、さらには市場メカニズムを活用したカーボンプライシングによる手法への注目度が急速に高まっています。カーボンプライシングとは、炭素排出に価格を付けることで商品・サービスの価格に反映させ、事業者の行動変更を促す手法です。

カーボンプライシングにも様々な手法が存在するなか、特に近年は貿易に関わる手法として国境炭素調整の導入に関する議論が多数の国々で行われています。本記事では、国境炭素調整の導入が検討されている背景、国境炭素調整の目的及び概要、予測される影響等について概説します。

背景

近年、日本を含む多数の国々において、カーボンニュートラルの実現を目指す動きが加速しています。特に積極的かつ先導的な動きが見られるEUは、国境炭素調整の詳細を2021年6月までに公表することを明らかにしました¹。また、米国バイデン政権でも国境炭素調整の導入を検討することが公約に掲げられています²。

日本では従来、「今世紀後半のなるべく早期」のカーボンニュートラルを政府方針として掲げていましたが、菅内閣総理大臣が2050年カーボンニュートラル実現を目指すことを2020年10月に表明しました³。昨今の気候変動に対する国際情勢を踏まえ、カーボンニュートラルに向けた事業に対する民間企業への補助金の創設（グリーンイノベーション基金事業 - 令和2年度第3次補正予算額2.0兆円⁴）、環境省・経産省の合同会合による地球温暖化対策計画等の見直し、地球温暖化対策推進法の改正など、自国の国際競争力の確保に向けて積極的対応に転じていることが伺えます⁵。



1 METIのウェブサイト「国境炭素調整の最新動向の整理 - 欧州における動向を中心に -」
2021年3月31日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

2 USTRのウェブサイト「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report OF THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES ON THE TRADE AGREEMENTS PROGRAM」
2021年3月24日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

3 METIのウェブサイト「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しました」
2021年4月7日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

4 「令和2年度第3次補正予算（経済産業省関連）の概要」：[こちら](#)をご覧ください。

5 MOEのウェブサイト「カーボンニュートラルとは - 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて」
2021年4月7日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

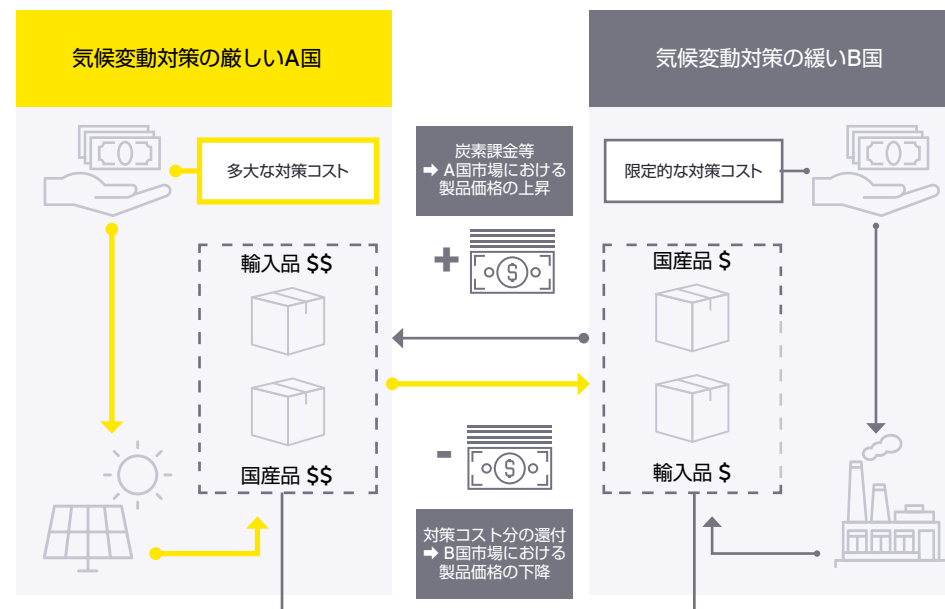
その一方で、日本の目的は国境炭素調整という制度自体の導入ではなく、日本を含め世界各国が気候変動対策に取り組むような効果のあるものでなければならないとの見解を経産省は示しており⁶、早期の課税措置等の導入にはやや慎重な姿勢を見せています。

国境炭素調整の目的及び制度設計

国境炭素調整には、以下2つの目的があります。

1. 気候変動対策の強度の差異に起因する国際競争上の悪影響の緩和
2. カーボンリーケージ⁷の防止

現時点では、気候変動対策を推進する国が、同対策の不十分な国からの輸入品に対し、炭素排出量に応じた負担を水際で求める制度として設計されています⁸。加えて、追加的に気候変動対策を推進する国からの輸出品に対して炭素コストの還付を行うことも検討されています。



水際での調整により、気候変動対策に差がある国間の競争条件（製品価格）が均等に。



6 METIのウェブサイト「炭素国境調整措置に関する基本的な考え方について」2021年3月23日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。
 7 カーボンリーケージとは、国内市場が炭素効率の低い輸入品に脅かされ国内生産が減少すること、及び炭素制約を理由に制約の緩い海外に産業拠点が移転することで、地球全体の排出量が減らないことを指す。
 8 METIのウェブサイト「炭素国境調整措置に関する基本的な考え方について」2021年3月23日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

ただし、上記制度の設計には以下を含む多数の課題が残っています。

- ▶ 炭素排出削減への効果
- ▶ WTOルールとの整合性の確認（国境税調整として認められるか、最恵国待遇規則、内国民待遇規則に抵触しないか等）
- ▶ 調整対象となる国及びセクターの選別
- ▶ 炭素排出量の計算手法及び炭素価格の評価、検証方法
- ▶ 技術的ギャップのある途上国・新興国に対する公正性の確保
- ▶ 炭素課金の見える化

他方、制度設計の課題以外にも、国境炭素調整の導入への報復措置等による国際貿易への悪影響を懸念する声が多数の国から出ています。国際的な合意を得られる制度の設計及び導入に向けて、多国間での協議は当面続くものと考えられます。

予想される日本への影響

経産省の公開している鉄鋼製品⁹を対象とした影響予測分析によると、炭素排出における国内削減対策や国境炭素調整導入による日本への影響は、以下が考えられると公表されています。

対策	日本への影響 ¹⁰
日米EUが国内削減対策のみを実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本製の鉄鋼製品の対策コストが増加し、相対的な競争力が低下 ▶ 生産量・輸出量ともに減少、輸入量の増加（特に東・東南アジア及び中国からの輸入量が増加）
日米EUが国内削減対策及び国境炭素調整を実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本製の鉄鋼製品の対策コストが増加するも、国境炭素調整により相対的な競争力低下は限定的 ▶ 生産量は若干の減少 ▶ 還付金の効果により、中国や東・東南アジアへの輸出量減少は限定的 ▶ 米国、東・東南アジアからの輸入量増加はやや大きい (仮に非対策国からの報復措置がある場合) ▶ 国際競争力の低下など、悪影響あり
世界各国が均等に国内削減対策を実施した場合（国境炭素調整は行われない）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産量の増大 ▶ 中国への輸出の増加及び中国からの輸入の減少が顕著 ▶ 報復措置による悪影響の回避

9 直接の鉄鋼製品のみに対するもの。鉄鋼製品が利用される自動車製品などは考慮外。

10 METIのウェブサイト「国境炭素調整に関する分析—鉄鋼製品を事例として」
3月24日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

上記表が示すように、対策のパターンにより各国の生産量や輸出入量に影響が生じると予想されます。そのため、国を跨ぐサプライチェーンにも影響が出ると想定され、企業はサプライチェーンの見直しを求められる可能性があります。



国境炭素調整が導入された場合のサプライチェーンへの影響

一方で、国境炭素調整の導入によるサプライチェーンへの影響は、複雑な要素が関連するため留意する必要があります。例えば、A国が国境炭素調整を導入したと仮定します。A国の企業が、A国輸入時の国境炭素調整によるコスト増を回避すべく、対策が不十分なB国から調達を、対策が十分なC国からの調達に切り替えるとした場合、当該変更により国境炭素調整によるコスト増は回避できますが、従来の貿易システム上、B国からの輸入時に適用されていた関税優遇措置（例：FTA）を継続適用できなくなり、関税コストが上昇する可能性（逆のケースを含め、様々な潜在的シナリオ）も想定されます。

関税率以外でも、移転先候補となるC国での製造コスト、炭素削減対策コスト、対策コストに係る還付金制度の有無、相手国による報復関税等、様々な条件が判断要素としてテーブルに上がり、最終的なサプライチェーンの決定に影響を及ぼすことが考えられます。

一方、カーボンニュートラルの目的から考えれば、グリーンなサプライチェーンの導入自体が企業価値を高める、あるいは、取引条件の一つとなっていく可能性も想定されます。したがって、中長期的、かつ、複眼的な検討が必要となります。

予想される今後の動向

WTOでは2021年3月5日に、“Trade and Environmental Sustainability Structured Discussion（以下、「TESSD」）”の第1回目の会議が開かれました¹¹。今後は本会議において、国境炭素調整を含む気候変動対策措置についての協議が進められていくと考えられます。国際持続可能開発研究所（IISD）によると、本会議において国境炭素調整の導入に積極的な姿勢を見せたのはEUとカナダであり、英国などの他参加国の一部は、貿易政策を通じた炭素量調節への検討価値に対する理解は示すものの、国境炭素調整自体への検討や賛同を明らかにするものではなかったとされています¹²。炭素最大排出国である中国は本会議には不参加でしたが、国境炭素調整の導入には難色を示す可能性が高いとの見解が出ています。また、導入がEUに対して有利であると中国に見なされた場合、より強い反対がされると予想されています¹³。

日本では環境省と経産省が中心となって、国際情勢や産業界の意見も踏まえた慎重な議論が行われています。環境省は2018年より、「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」を設置し、カーボンプライシングによって資金・資源の戦略的配分を促し、相乗効果としてカーボンニュートラル対策を促進する可能性について検討を重ねてきました。さらに冒頭で言及したように、経産省は2021年2月17日より研究会を立ち上げ、環境省をオブザーバーとしている他、関連する産業に精通する学者、研究者、環境・エネルギー関係等の委員をメンバーとするなど、検討を加速しています。

今後、産業界の意見を集約しやすい経産省と、先行して検討を進めていた環境省が連携を図ることで、より合理的な方向性が示されることが期待できます。今後のスケジュールとしては、当該研究会により2021年夏ごろを目処に中間整理、年内を目処に一定の方向性を取りまとめるとしています。

各国で事業展開する多国籍企業においては、日本政府及び各国政府の動向について継続的に情報収集を行い、対策や準備を進めることが推奨されます。■

11 WTOのウェブサイト「First meeting held to advance work on trade and environmental sustainability」
3月29日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

12 IISDのウェブサイト「Trade and Environment Structured Discussions Among WTO Member Group Get Underway」
3月29日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

13 Konrad Adenauer Stiftung「Perception of the Planned EU Carbon Border Adjustment Mechanism in Asia Pacific - an Export Survey」
4月6日にアクセス：[こちら](#)をご覧ください。

ドイツ：事後調査へ向けた準備

今日の世界経済では、企業競争力維持のため、円滑な国際物流が不可欠です。 サプライチェーンにおいて迅速な物流を行うための重要な要素として、通関前貨物の一時保管、輸出手続きの簡素化、保税運送下での貨物の発送・受取または、AEO (Authorized Economic Operator) 制度などの税関による承認・認定と通関手続きの簡素化の制度を維持することが重要です。

EUでは、これらの税関承認・認定と通関手続きの簡素化を維持するため、企業は税関当局による監査チェックを受け、すべての要件を満たしていることを証明する必要があります。

ドイツでは、税関当局が通常の輸入事後調査の一環として、より詳細な監査チェックを実施するようになってい

ます。これらのチェック及び事実関係、過去の調査結果の確認については調査官が表立たずに実施している場合がありますが、ほとんどの場合調査官は、調査期間中において調査対象者に追加質問票に回答してもらう方法や、前もって追加情報を提出してもらう方法により確認を行なっています。質問票による調査方法は、以前は地方税関がそれぞれ独自で作成したものを利用していました。現在は質問票の内容が統一化されたため、企業も事前に準備ができるようになりました。

例えば、税関当局とやりとりをする企業担当者は、調査官の質問に対応できるよう、提出を要求される確認事項について深く理解している必要があるため、証明書類や情報を前もって準備するようになっています。また、企業がセルフチェックを行うための質問票は調査官から入手することも可能です。

ドイツの調査官が通常使用する質問票は2種類あります。



1. 記録保持とデータ管理

まず一つ目の質問票は、記録保存とデータ管理に関するものです。

税関当局は、調査に先立ち、税務または関税の観点から関連するITインフラの設置場所や情報システムの詳細情報の提出を求めることがしばしばあります。サービスプロバイダーが提供するITインフラを利用している場合、当局は、サービスプロバイダーがドイツ税法に規定されている適切な記録保存と処理に関する法的義務を遵守していることを確認するため、企業がどのような組織的方策をとっているかについて質問することがあります。これに関連して、当局は、ITシステムでのデータの入力、処理、および保持についての詳細な説明だけでなく、従来の書類による記録についての処理および保持方法について確認することがあります。その他、以下のような項目について回答が求められます。

- ▶ 税務または通関に関連するアウトソーシングプロセスについて、輸出入者はどのように指示および管理をしているか
- ▶ 関連するITシステムとその記録へのフルアクセス権を財政当局へ提供する責任者の名前
- ▶ ITシステムとデータアクセスについて、データ処理及び保持をするために関連するすべての法的要件を満たしているか

2. 企業内の通関体制

もう1つの質問票は、AEOの自己評価と同様の質問が含まれ、通関総括管理体制、通関手順体制、およびそれぞれ

の内部統制に関する詳細情報までに範囲が及びます。しかし、質問の中には、AEOの自己評価と同様の質問だけに留まるわけではないため、AEOの自己評価と同様に回答をすればよいというわけではありません。例えば質問票には「監査関連手順、企業体制、およびマスターデータ管理の処理を行う際に発生するエラーの回避、検出、排除のための内部統制や対策に関する運用ルールにはどのようなものがあるか?」というような質問が含まれます。

監査対象企業の通関体制が複雑で多様である場合は、質問に対して網羅的かつ有効な回答をするために、詳細かつ広範に回答する必要があります。例えば、「商品の一連の流通(調達>製造・在庫管理>出荷)に関連するデータ、商品、および書類の流れについて、社内の監査関連体制によってどのように統制されているか?」というような質問に対しては、多くの企業が異なるビジネスユニット、製品カテゴリ、工場に対し複数の手順やITシステムを運用しているため、詳細で広範囲な回答内容となります。その他の調査項目としては、以下の詳細情報が挙げられます。

- ▶ 商品の物理的な流通、データの流れ、および証拠資料(ハードコピーとソフトコピー)の説明
- ▶ 通関関連の職務分掌、手順を含めた企業の通関体制
- ▶ 企業組織体制、株式保有関係、アウトソーシングしている業務機能
- ▶ 運用されているITアプリケーション、マスターデータ管理、データ保持に関連する情報

企業に求められる対応

事後調査では短い回答期限の中で複雑で広範となる回答を当局から求められることになるため、その対応は企業にとって大きな課題となっています。一般的に、すべての調査対象企業は、個々の事実関係と質問内容を確認し、一般税法または関税法を根拠として回答が求められるものであるか、もしくは回答を拒否できる内容であるかを判断します。ただし、法律上回答を拒否することが認められる質問内容の場合であっても、拒否することにより困難に直面する可能性があるため、回答は調査官に慎重に伝える必要があります。

輸出入を行う企業は、調査において確認されることが事実となる文書の収集や質問票への回答案の作成などの準備を十分に行い、タイムリーに調査対応できるよう備えることが推奨されます。■

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、および国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、およびサプライチェーン・セキュリティの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
ED None. Japan Tax SCORE 20210810

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

Contact:

EY 税理士法人

大平 洋一
インダイレクト タックス リーダー
yoichi.ohira@jp.ey.com

原岡 由美
インダイレクト タックス パートナー
yumi.haraoka@jp.ey.com